

だし、サービス提供時には生活相談員が「専ら業務に従事」しなければならず、それらを置かなければ人員基準違反として介護報酬の3割が減額になります。デイサービスの介護職員には資格要件がないので普通の主婦または柔道整復師、鍼灸師でもよいです。機能訓練指導員は、柔道整復師、あん摩指圧マッサージ師、理学療法士、作業療法士、看護師などが資格要件です。生活相談員がケアマネジャーの資格がある鍼灸師、柔道整復師で可能であれば（都道府県によって解釈が違う）、介護職員は鍼灸師、機能訓練指導員も柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師でよいことになります。つまり、生活相談員・柔道整復師・鍼灸師の3人がいれば最低人員基準が満たされることになります。

実際に介護予防デイサービスのスタッフは、介護の技術はあまり必要とされません。むしろ、介護は知らなくても運転ができる者、マッサージができる者、スポーツトレーナーの経験がある者のほうが役に立つことが多いです。

#### ⑧様々な運動機器を置く

他のデイサービスとの差別化を図る上でも、トレーニングマシンは欠かせません。マシンによる利点はいろいろあります。費用対効果を考えるとマシンを設置すべきです。トレーニング方法は、包括的高齢者運動トレーニング(CGT)に従ってプログラムを組みます。機能訓練特化型では、トレーニング時間が60~90分程度で終了します。筆者の介護予防デイサービスは、サービス提供時間が3時間以上の利用者はそのほとんどの間、様々な運動を行っています。当事業所が使用している器具は、高齢者用筋力トレーニングマシン4機種、エアロバイク(コンビ製)、ウォーキングマシン、振動マシン、滑車、

傾斜板、ボール、セラバンド、ヘルストロン、干渉波治療器などを使って、マンネリや暇にならないように工夫しています。また、鍼灸マッサージ師のスタッフによる施術などで腰・膝などの「痛みの管理」を十分に行います。

#### ⑨鍼灸師・柔整師が日本の介護予防を変える

トレーニングマシン自体は、多くのデイサービス、デイケアに置いてあり、あまり珍しいものでありません。しかし、多くの施設では、ほとんどお飾りのように置いてあるだけで、まともに使用されていません。2006年介護保険法が改正になり、通所系(デイサービス、デイケア)では、要支援者の介護報酬が月単位の定額制になったので、要支援1は週1回、要支援2は週2回という介護予防ケアプランとはまるで関係ない理由でサービス回数が決められるという本末転倒な現象が起こっています。多くの介護スタッフは、認知症や重度要介護者の介護技術には関心が高いのですが、「介護予防」という概念が不足しています。介護スタッフは、いわゆる「エイジズム」と「安全第一」の考えが強く、新しく「介護予防」を周知させることは非常に困難であるといえます。

要支援1の方が病院を退院して「集中的な機能訓練をして身体機能を向上させる」というケアプランがあった場合、それに対応できるのは地域で開業する鍼灸師・柔道整復師の小規模・短時間型の介護予防デイサービスしかないと考えています。私たちに大切なことは社会のニーズにしっかりと対応して、エビデンス(科学的証拠)を出すことであると思います。

#### 最後に

今、私たちは時代の過渡期に遭遇しています。